

## 一般財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き

平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 779 号

平成 22 年 7 月 8 日 22 環機第 615 号 一部改正

平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 138 号 一部改正

令和 5 年 4 月 21 日 5 環機第 82 号 一部改正

### 1 貸付施設等の決定

機構は、貸付申請書に記載されている貸付対象施設等の販売業者等から提出された当機構あての見積書の内容を検討し、適当と認めた場合は、当該貸付施設等の購入を決定することとする。

### 2 貸付決定の通知及び売買契約の締結

(1) 機構は、貸付申請者に対して 1 の貸付決定を通知する。

(2) 機構は、販売業者等と 1 により決定した貸付施設等の売買契約を別紙書式により締結し、締結された売買契約書はそれぞれ 1 部ずつ保有するものとする。

### 3 貸付施設等の納入及び検収

(1) 販売業者等は、売買契約書に記載した貸付施設等の納入期限を遵守するものとし、やむを得ない事情により遅延する場合には、借受者の意見を添えた納入延期届を機構に提出するものとする。

(2) 販売業者等は、納入した貸付施設等について、検収者の指名した検収実施者が行う検収を受けるものとする。

### 4 売買代金の支払い

(1) 販売業者等は、貸付施設等を売買契約書に基づき納入し、検収実施者の検収が終了したときは、機構に対し、当該貸付施設等の代金の支払いを請求できるものとする。

(2) 販売業者等は、(1)の請求に当たっては、貸付施設等設置確認書を添付した請求書を受託団体又は借受団体（以下「受託団体等」という。）に提出するものとする。

(3) 機構は、受託団体等から提出された貸付施設等検収報告書、検収写真、請求書及び貸付施設等設置確認書に不備がないことを確認したときは、これら書類を受理した日から 40 日以内に当該代金を指定口座に振り込むものとする。

附則 この改定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。